

台湾漁船の拿捕について

令和 7 年 5 月 20 日（火）に、水産庁漁業取締本部漁業取締船「鳳翔丸（ほうしょうまる）」が、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」第 17 条の 2、第 5 条第 1 項違反（無許可操業）の疑いで台湾漁船船長を逮捕しました。

本年の水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部による外国漁船の拿捕は 1 件目です。

1. 事件の概要

5 月 20 日、水産庁漁業取締本部漁業取締船「鳳翔丸（ほうしょうまる）」（2,141 トン）は、沖縄県八重山郡与那国町所在西埼灯台から真方位 229 度、距離 15.6 海里的我が国排他的経済水域において、我が国農林水産大臣の許可を受けずに操業している台湾漁船を確認しました。

このため、「鳳翔丸（ほうしょうまる）」は、同日、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」第 17 条の 2、第 5 条第 1 項違反（無許可操業）の疑いで同船船長を現行犯で逮捕しました。

なお、本年の水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部による外国漁船の拿捕は 1 件目（台湾漁船 1 件目）となります。

1. 被疑者：リウ ミンチオン（劉明清）船長（58 歳）

2. 被疑船：ホンツァイトウ 6 号（紅彩頭 6 號）

はえ縄、一本釣、曳縄漁船

総トン数：19.90 トン

被疑者含む 6 名乗船

船籍：台湾

3. 違反内容

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 17 条の 2、第 5 条第 1 項違反（無許可操業）の疑い

4. 逮捕状況

5 月 20 日午前 9 時 27 分、同船船長を現行犯逮捕

5. 漁業取締船

「鳳翔丸（ほうしょうまる）」（2,141 トン、船長：堀田 俊孝）

本件には、水産庁漁業取締本部漁業取締船「海鳳丸」「龍星」「あらさき」が捜査支援にあたっています。

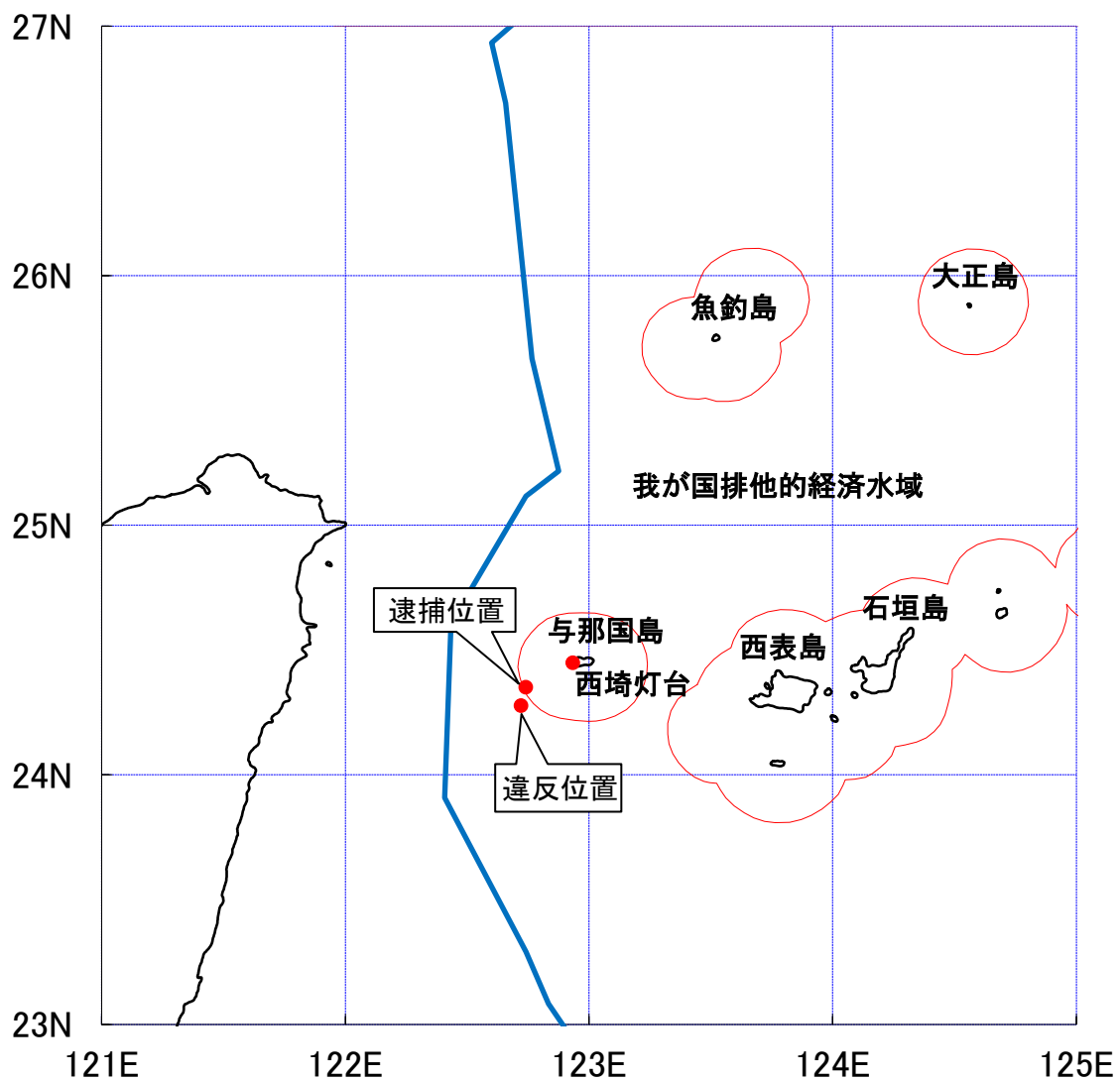
（注）拿捕とは、船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕することをいいます。

<添付資料>

- ・別添 1 台湾漁船「ホンツァイトウ 6 号」違反確認位置概略図
- ・別添 2 台湾漁船「ホンツァイトウ 6 号」写真

お問合せ先：水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部
担当者：岩崎、山中
代表：098-866-0031
ダイヤルイン：098-866-1674
FAX 番号：098-860-1194

台湾漁船「ホンツァイトウ 6 号」違反確認位置概略図



台湾漁船「ホンツァイトウ6号」



台湾漁船「ホンツァイトウ6号」(手前)と
水産庁漁業取締本部漁業取締船「鳳翔丸」(奥)